

宮崎県建設業協会機関誌

会報

No.607

2025年

5月



出前講座・現場見学会

[令和6年10月21日(月)]

宮崎県立都城工業高等学校

建設システム科 1年生 40名



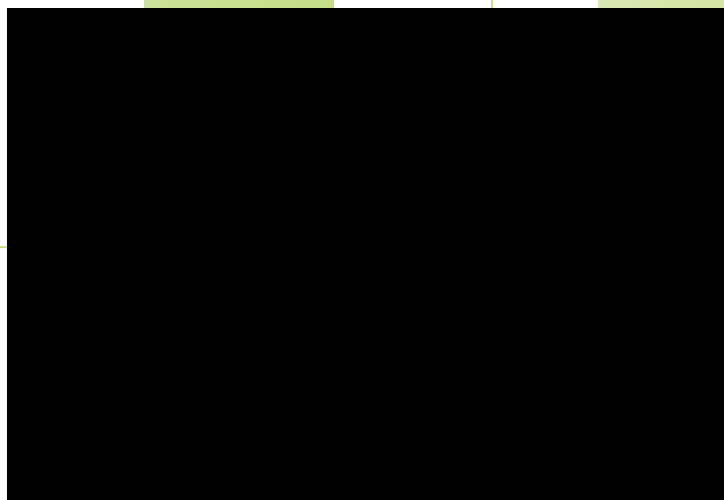
就業体験

[令和6年10月29日(火)～31日(木)]

宮崎県立都城工業高等学校

建設システム科 2年生 40名

Monthly
Association
Construction
Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985) 22-7171 FAX (0985) 23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

● 令和7年5月の行事予定	1
● 会員の異動状況	2
● 宮崎県建設業協会員数の推移	2
● 建設キャリアアップシステムの登録状況	2
● 宮崎県建設業協会	
1. 令和7年度 第1回常務理事会を開催	3
2. 令和7年度 第1回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 令和7年度 新入社員研修を開催 ビジネスマナー、県の入札制度等を学ぶ	6
4. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	7
5. 令和7年度 テレビCM放送のご案内	8
● 雇用改善コーナー	
1. 令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の 就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	9
2. 令和8年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期について	10
● 建退共	
1. ワンストップサービスについて	12
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）	12
● 技士会	
1. 令和7年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内	13
2. 令和7年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	14
3. ドローン国家資格（二等無人航空機操縦士）取得講習の募集について	14
4. 工事検査に関するアンケート調査について	14
● 事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	15
● 建災防	
1. 職場における熱中症の発生状況	17
2. 宮崎県内建設業の労働災害発生状況	18
3. 自然災害に関する復旧・復興、防災・減災などの工事に携わる建設事業者のみなさまへ	18
● 火薬協会	
1. 火薬取扱関係資格試験案内	19
● 保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）	20
2. 電子保証のご案内	21
3. 中間前払金制度のご案内	22
● AIG損保	
1. 工事総合補償プランのご案内	23
2. 事故発生時の「解決援助」サービスのご案内	24
● 建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	25

令和7年5月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火災協会・保証会社
1	木		車両系建設機械（解体用）運転技能講習（清武）	
2	金			
3	土	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	日	みどりの日	みどりの日	みどりの日
5	月	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	火	振替休日	振替休日	振替休日
7	水			
8	木			
9	金	県協会 決算審議理事会 技士会 総会	建災防 代議員会 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習（延岡 10日まで）	組合 理事会 火災 代議員会
10	土			
11	日			
12	月			
13	火		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（清武 15日まで）	
14	水			
15	木	技士会 監理技術者講習（宮崎）		
16	金			
17	土			
18	日			
19	月	一級土木施工管理技術第1次検定講習会（21日まで）	災防団体連絡協議会（宮崎）	
20	火		足場の組立て等の業務に係る特別教育（清武）	
21	水			
22	木			
23	金	県協会 総会	高所作業車運転技能講習（延岡 24日まで）	組合 総会
24	土			
25	日			
26	月	一級土木施工管理技術第1次検定講習会（28日まで）		
27	火		職長・安全衛生責任者教育（清武 28日まで）	
28	水			
29	木			
30	金	全国技士会連合会 定時総会・表彰式	小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 31日まで）	
31	土			

会員の異動状況

【新規加入会員】（4月入会分）

地区名	会社名	代表者名
高鍋	(株)川野建設	川野 顕士

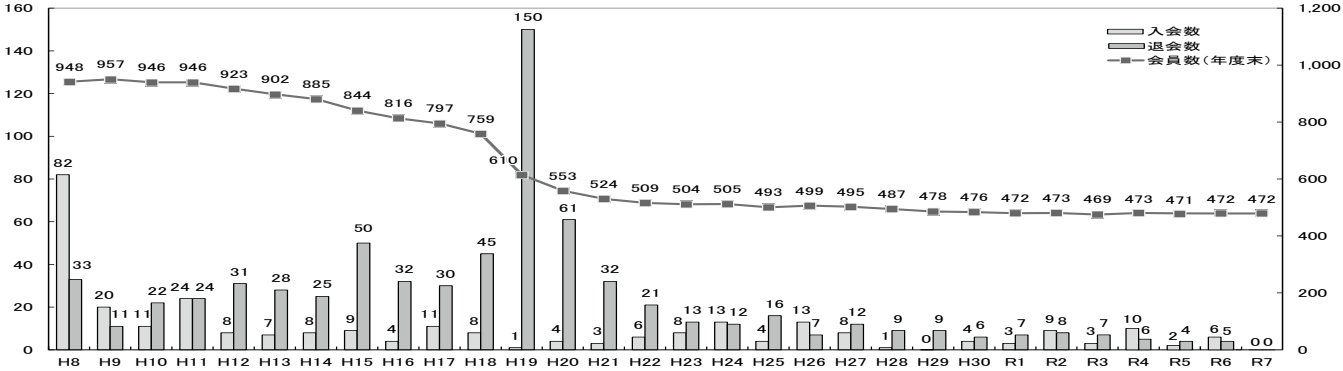
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
串間	光河建設(株)	商号	松浦建設(株)	光河建設(株)
小林	(株)高山建設	代表者	高山 三郎	高山 智行
東諸	(株)トクホ建設	所在地	〒880-1303 東諸県郡綾町大字南俣1008-8	〒880-1303 東諸県郡綾町大字南俣2690-15

【退会】（3月末退会）

地区名	会社名	代表者名
日南	(株)吉田工務	吉田 和隆

宮崎県建設業協会会員数の推移



年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
年度当初	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	473	471	472
入会数	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3	10	2	6	0
退会数	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	7	6	4	5	0
年度末	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	473	471	472	472

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R7は4.30現在

建設キャリアアップシステム (CCUS) の登録状況

【登録状況 2025.3.31時点】

	技能者(名)	事業者(社)		建設業許可業者数(社)	登録率(%)
		一人親方除く			
宮崎県	14,592	2,068	1,658	4,296	38.6
全 国	1,626,545	290,413	190,405	479,383	39.7

※建設業許可業者数は、令和6年3月末時点を参照

【会員企業の登録状況 2025.3.31時点】

土木格付	特A	A	B	C	無		合 計
					建築格付有		
会員企業数(社)	52	190	154	58	16	2	472
登 録 済(社)	52	177	87	28	2	0	346
登 録 率 (%)	100.0	93.2	56.5	48.3	12.5	0.0	73.3

※土木格付の特AはJV含む

宮崎県建設業協会

1. 令和7年度第1回常務理事会を開催

令和7年4月21日（月）13時10分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において榎村常務が定足数（12/13名：会成立）の報告をして開会を宣し、議事に移った。

開会挨拶で藤元会長が「まずは、土曜日に自民党第一選挙区支部長公募の一次選考が行われ、武井氏、野崎氏、中原氏の3名が選ばれたことを報告する。本日は、各種団体の理事会等があり、その後に県との意見交換会が開催される。長丁場となるがよろしく願いたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 新規会員入会申し込みについて

各地区会長が資料1に基づき、高鍋地区の(株)川野建設、日向地区の共栄建設(株)について報告し、承認された。

議題2 県との意見交換会について

榎村常務が資料2に基づき、県との意見交換会の出席者及び情報提供等について報告した。

議題3 令和6年度事業報告・決算報告（監査報告）について

榎村常務が資料3に基づき、本会の令和6年度事業・決算（監査）について報告し、承認された。

議題4 その他

(1) 第12回国土再生セミナーについて

榎村常務が参考1に基づき、国土再生セミナーへの対応について報告し、承認された。

(2) (一財)国民政治協会への寄附金について

榎村常務が参考2に基づき、(一財)国民政治協会への寄附金の対応について報告し、承認された。

(3) 「河野しゅんじ県政報告会」について

榎村常務が参考3に基づき、5月24日（土）に開催予定の「河野しゅんじ県政報告会」への対応について報告し、承認された。

(4) 「けんざか茂範を後援する会」への入会について

榎村常務が参考4に基づき、「けんざか茂範を後援する会」への対応について報告し、承認された。

(5) 松下新平君を囲む会について

榎村常務が参考5に基づき、松下新平君を囲む会への対応について報告し、承認された。

(6) その他

- ・一般社団法人国土強靱化研究所への対応について報告し、入会することが承認された。
- ・昭和百年記念昭和天皇記念館大規模刷新・維持事業への対応について報告し、承認された。

議題5 令和7年度理事会・通常総会・常務理事会等行事について

榎村常務が参考5に基づき、7月末までの各種行事について報告し、承認された。



第1回常務理事会

宮建協

2. 令和7年度第1回宮崎県県土整備部と (一社)宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和7年4月21日(月)16時、宮崎県建設会館5階会議室において、樫村常務が開会を宣した。

出席者については次のとおり。

◇宮崎県県土整備部

中原次長(道路・河川・港湾担当)
管 理 課：小藺課長、兒玉課長補佐
松田主幹、石ヶ野主任主事
技術企画課：植村課長、並河課長補佐、
久保田・山口・鬼束主幹、永山主査
工事検査課：佐藤課長、
松尾・松本・黒木工事検査専門員
盛土対策課：前田課長、永峰課長補佐、
亀岡・瀬戸山主幹、木田主査
家畜防疫対策課：坂元課長、川野課長補佐、
片山主幹

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、本部・河野・黒木副会長、
河野・有嶋・長友・池田・木村(尚)・
木村(健)・工藤常務理事
事 務 局：石井専務理事、樫村常務理事、
大谷事務局長、中野土木農林課長、
早瀬、山尾業務係長、
有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

本日は令和7年度第1回の意見交換会となり、中原次長を始めとする幹部の方々には出席いただき感謝を申し上げます。また、これまでの意見交換会が課題の共有と解決に大きく貢献してきたことに改めてお礼申し上げます。

先月の挨拶でも触れたが、会員企業の収益状況は令和4年度をピークに減少傾向にあり、資材や燃料価格の高騰、さらには大手企業の急激な賃上げの影響が主な要因と考えられる。建設業界は制度上、仕入れ価格の転嫁が後追いになるため、各企業でも賃上げ対応と並行して、生産性向上にも努力しているが、依然として厳しい経営環境にある。

このような状況から、本年度は国土強靱化を含む公共事業予算の確保に加え、最低制限価格の引上げを強く要望していく方針であるため、県にもご理解・ご協力をお願いしたい。

また、補正予算および当初予算の安定確保に尽力さ

れた河野知事、桑畑部長に対し感謝を申し上げるとともに、今後の発注の本格化に期待を寄せている。

不調不落の防止に努めるとともに、経営環境の厳しさを踏まえ、品確法に基づく適正な利潤確保が実現されるよう、土木事務所と各地区協会との意見交換会の開催と柔軟な対応をお願いしたい。

【中原次長挨拶】

まず始めに宮崎県建設業協会の皆様方におかれましては、県土整備行政の推進はもとより、県政全般にわたり、日頃からご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和7年度もいよいよスタートしたが、今回の定期異動で県の出席メンバーの顔ぶれが大きく変わった。このメンバーで1年間の意見交換をお願いしたい。

本年度の国土交通省の配分では、国、県、市町村合わせて805億円が本県に配分され、このうち宮崎県分は368億円で昨年度とほぼ同規模の予算を確保できた。

また、6月には国土強靱化の実施中期計画の閣議決定が予定されているが、災害リスクの高い本県としては、しっかり予算を確保する準備を進めたいと考えている。

一方、適切な予算執行については、担い手の確保が不可欠であるが、県においても土木職員の採用が厳しい状況である。県民の暮らしと経済を支える社会インフラをしっかりと前に進められるように、働き方改革、そして生産性向上に向けた取組を官民一体となって取り組んでいきたい。

本日は1回目の意見交換会となるが、忌憚のない実りある会議をお願いしたい。



第1回意見交換会

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《管理課》

建設産業就職相談会について

- 今年度からの初めての取組として、令和8年1月26日（月）に宮崎市内の会場で建設産業就職相談会の開催を予定している。参加企業については県内の建設業者30～50社とし、1ブース20分程度の説明で検討している。

キャリアアップ支援事業について

- 既存のキャリアアップ支援事業に加え、若者又は女性がデジタル分野の資格取得や講習受講に係る経費について助成を行う。デジタル分野の資格等については、建設ディレクターやドローン関係、CADオペレーター関連資格・講座などが追加される。申請額が予算額を上回った場合、前倒しで終了するため早めの申し込みをお願いしたい。

《盛土対策課》

盛土規制法の運用開始について

- 「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づく規制を令和7年5月1日に開始する。それに伴い、新たに一定規模以上の盛土等を行う際には事前の許可が必要になることや土地所有者等は土地を安全な状態に維持する責務が発生するなど、多く影響があるため周知及び対応をお願いしたい。

《技術企画課》

入札制度に関する地区説明会について

- 令和7年度総合評価落札方式（令和7年6月1日施行版）等に関する各地区説明会を4月中に開催する。

《家畜防疫対策課》

野生のイノシシにおける豚熱感染事例とその対応について

- 4月9日に都城市高崎町の死亡野生イノシシから豚熱ウイルスの感染が確認された。今後、全農場に消毒薬の配布や豚熱経口ワクチンの散布等の対応を実施していくが、山に立ち入る方は、靴や衣服に付着した土は山で落とす、残飯ゴミを放置しない等の対策に協力をお願いしたい。

◆意見交換会

（１）盛土規制法について

協会→県の対応については説明があったが、市役所等に対しては県から指導があるのか教えていただきたい。

県 →中核市である宮崎市については、県と情報共有をしながら進めていく流れとなっている。また、各関係法令の影響もあるため、市や警察等も入れた連絡会議を4月に発足した。その中で協議等を行っていききたい。

協会→宮崎市に土を搬入する場合は、許可は宮崎市にとるということか教えていただきたい。

県 →そのとおりである。ただし、宮崎市以外の町等になると県に許可を取る必要がある。

協会→製品（碎石等）をストックする際や今から切土して崖が生じる際にも許可が必要なのか教えていただきたい。

県 →許可が必要な規模については、宅地造成等工事規制区域内の切土では2m超の崖が生じる場合に必要である。また、特定盛土等規制区域の場合は、届出という別の手続きが必要となる。碎石等のストックについては、碎石法や産廃であれば廃掃法などの法律が絡んでくるが、それらの許可地内であれば対象外となる。

切土から崖が生じる場合も基準以上の高さになる際には、許可や届出が必要である。

協会→説明文で「主たる製品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等」と記載があるが、これはどのようなものが対象となるのか教えていただきたい。

県 →主に再生クラッシャーランが対象となる。

協会→土捨て場の候補地を検討中であるが、何から手を付ければ良いか分からないため、盛土対策課で助言をもらうことが可能か教えていただきたい。

県 →相談いただければ、アドバイス等は可能である。

協会→公共工事で出る残土については、自社の土捨て場には捨てることができないのか教えていただきたい。

県 →公共工事については、基本的に発注者側で土捨て場を指定して発注するが、なんらかの理由であって自社の土捨て場を利用することは可能である。ただし、許可や届出がなされていることが条件である。

協会→公共工事で発注者によって指定されている土捨て場等については、業者の手続き等は不要と認識しているが、対応を教えていただきたい。

県 →発注者が指定している箇所については、許可等が既に取られているため、業者の手続きは不要である。

宮建協

3. 令和7年度 新入社員研修を開催 ビジネスマナー、県の入札制度等を学ぶ

本会は、4月23日（水）から25日（金）の3日間、本館5階において、令和7年度新入社員研修を開催した。

研修には、新規卒業者を対象に県内各地より10社19名の新入社員が参加、初めて社会人になる方を対象として、「建設業に従事する際の基礎知識」、「社会人としてのマナー習得」を目的として、グループワークを取り入れながら研修を行った。

前半の接遇関係は、オフィスあかの 代表 赤野千恵氏によるビジネスマナー研修を2日間かけて行い、1日目は、◇社会人としての心構え（学生と社会人の違いほか）、◇ビジネスマナー全般（名刺交換、来客応対、電話応対ほか）、2日目に、○仕事の進め方（学生と社会人の違い、報連相ほか）、◇コミュニケーション（接遇用語・敬語、傾聴、自己開示の重要性ほか）、◇ワークグループ・チームビルディング（企業人としての協働）について研修を行い、物事の本質、視点の捉え方などを学んでいただいた。

最終日は、県の職員を講師として、○建設業許可制度等の概要について（県土整備部 管理課 建設業審査担当 東 拓弥 氏）、○県の公共事業における取組について（県土整備部 技術企画課 技術調整担当 海野 智紀 氏）、○県の入札制度（概要）及びコンプライアンスの遵守について（県土整備部 技術企画課 入札・技術評価担当 児玉 雄之輔 氏）、それぞれご説明をいただき、参加者は建設業の基礎知識の習得を図り3日間の全日程を修了した。

本会においては、新入社員を対象とした、社会人としてのビジネスマナー、組織人としてのコミュニケーション能力等の取得・育成を目的とした「新入社員研修」を4年度より開催、本年度4年目となる。



ビジネスマナー（接遇用語）



ビジネスマナー（電話）



ビジネスマナー（名刺交換）



グループワーク



県職員説明⑤



県職員説明⑥

4. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

オープンキャンパス随時開催

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
- ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
- ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)

※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



プログラム

時 間 10:00からがよろしいかと存じます。
(火曜、水曜は、実習をしています)

場 所 宮崎県産業開発青年隊

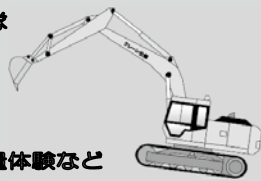
体験内容 ○青年隊概要説明

○施設案内

○建設機械試乗・測量体験など

○ランチ体験(無料-平日のみ)

*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



73年の伝統を誇る

宮崎県産業開発青年隊

指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)



889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



宮建協

5. 令和7年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、地域インフラの整備、維持管理等を支える「地域の担い手」とともに、災害時には最前線で県民の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、今後ともその役割を果たしていかなければなりません。しかしながら、他の業界同様、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、次世代の担い手に安心して将来を託せる魅力ある産業を創っていくためにも人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、建設産業の「担い手の確保」「業界のPR」を図るために、学生やその保護者を中心に県内住民に向けた建設産業の「魅力」を発信することを目的として、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和7年度 放映日のご案内

◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和7年4月5日(土)から
令和8年3月28日(土)まで
2. 放送形態 ○提供クレジット付き30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK U-dokiの放送帯(毎週土曜17:56～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和7年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「リクルート篇(30秒)」・「建設って大切篇(30秒)」

◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和7年4月5日(土)から
令和8年3月28日(土)まで
2. 放送形態 ○提供クレジット付き30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT ニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和7年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「リクルート篇(30秒)」・「建設って大切篇(30秒)」

《令和7年リニューアル版撮影協力機関・企業》

- 舗装工事撮影、開通前道路上における青年部集合撮影
協力機関：宮崎河川国道事務所 都城志布志道路 乙房IC～高木IC間
- 工事現場撮影、ICT施工撮影
協力機関：宮崎県宮崎土木事務所 宮崎西環状線 古城工区 道路改良工事
協力企業：(株)ダイニチ開発
- ICT関係
協力企業：日新興業(株)
- 青年隊撮影
協力機関：宮崎県産業開発青年隊
- モデル出演者
リクルート篇：宮崎県建設業協会 会員企業 2社より
建設って大切篇：宮崎タレント 濱田詩朗、協会青年部有志

YouTube
チャンネル
あります!



雇用改善コーナー

1. 令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職 発 0117 第 3 号
雇 均 発 0117 第 4 号
開 発 0117 第 4 号
令和 7 年 1 月 17 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
(公印省略)

令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の就職・採用活動については、令和5年12月8日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において、令和6年度と同様の日程（広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に、正式内定は卒業・修了年度の10月1日以降に開始）を原則としつつ、一定の要件を満たす人材について新しい採用日程を設けること等としています。

上記日程の遵守等については、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省からは令和6年4月16日付け「2025（令和7）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」（別添1）、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）からは同日付け「「令和7年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」について」（別添2。以下別添1と併せて「遵守要請」という。）により、経済団体等に対して要請しているところです。

これを踏まえ、厚生労働省としては、令和7年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和7年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和7年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和7年4月1日以降に展示・公開する。

また、当該求人申込みの受理開始は令和7年2月1日以降とする。

安定所において求人申込みを受理する際には、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするともに、安定所では、令和7年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

なお、令和7年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前に安定所の職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても、当該求人票による採用選考を行わないよう、説明すること。

(2) 一定の要件を満たす人材に係る新しい採用日程の取扱いについて

一般社団法人日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」が令和4年4月にまとめたタイプ3のインターンシップのうち専門活用型（2週間以上）かつ卒業・修了年度に入る直前の春休みに以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生（以下「対象学生」という。）については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる取扱いが、令和7年度の大学等卒業予定者から開始される。

これに伴い、対象学生を採用選考する事業主が、5月31日以前に、雇用関係助成金の支給要件を満たすためなどの理由で安定所による職業紹介を希望する場合も想定される。この場合は、上記（1）によらず、令和7年3月1日から同年5月31日までの間に職業紹介を行っても差し支えない。なお、対象学生であることの確認は、事業主に対して電話等により行うこと。

(3) 求人情報、ガイドブック等の発行について

令和7年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和7年4月1日以降に行うこととする。

(4) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、幅広い地域からの学生等の参加を促す観点からオンラインも活用しながら、積極的に開催するものとする。

(5) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

遵守要請は、令和7年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間の訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和7年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、学生が安心して就職活動に取り組めるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

- ① 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。
- ② 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
- ③ セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行わないとともに、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するような行為（いわゆるオワハラ）等により、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- ④ 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰り下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- ⑤ 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

雇用改善

2. 令和8年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

6文科初第2167号
職発0207第5号
開発0207第3号
令和7年2月7日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
山 田 雅 彦
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
堀 井 奈 津 子
(公印省略)

令和8年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和6年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和7年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和7年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和6年10月末現在。文部科学省調査）は77.3%となり、昨年10月末と比べ、0.1ポイント増加しているものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和8年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- （1）新規中学校卒業生の推薦及び選考の開始期日については、令和8年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和7年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

雇用改善

(2) 新規高等学校卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和7年9月5日（沖縄県については、令和7年8月30日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和7年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理は、令和7年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和7年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和7年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和7年7月1日から開始するものとする。

（ウ）学校における求人申込みの受理は、令和7年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和7年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和8年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 応募書類の取扱い

新規中学校・高等学校卒業者の採用選考に係る応募書類については、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考が行われるよう、「職業相談票（乙）」又は「全国高等学校統一用紙」の使用の徹底を図っているところであるが、選考と直接関係のない生徒の個人情報等に配慮するなどの観点から、その一部を別紙のとおり改定し、令和8年3月の新規中学校・高等学校卒業者から適用することとしたので、その周知及び使用の徹底に努めること。

また、全国高等学校統一用紙のうち生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、求人者の意向を踏まえて、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとするとともに、応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利が生じないよう、事業所への周知・指導を行うこと。

5 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

6 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

7 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、過度な負担や学校における教育活動への影響が生じないよう、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

なお、学校における就職支援や企業における採用選考活動等が円滑に進められるよう、安定所においては、企業の採用担当者と学校の進路指導担当教諭の情報交換会、合同企業説明会・面接会等を開催するなど、学校や企業に対する必要な協力を行うものであること。

（※）応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和7年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共

1. ワンストップサービスについて

令和6年度より電子申請方式を使ったワンストップサービスが開始しました。

ワンストップサービスを利用すると、建設業許可番号や法人番号を活用することにより、これまで共済契約者の変更があった際に、建退共宮崎県支部に提出していただいていた「共済契約者住所・名称・代表者変更届」の提出が不要になります。

サービスの利用には、電子申請専用サイトへのログインとワンストップサービスへの同意が必要となります。ログインIDとパスワードについて、令和6年2月に建退共事業本部よりお送りした際に、ログインIDとパスワードの登録を行っていない事業所は、下記コールセンターへログインIDとパスワードの再発行を依頼の上、登録を行ってください。

事務手続きの一部簡略化が可能となりますので、是非ご活用ください。

電子申請方式システム操作方法についてのお問い合わせ先（専用コールセンター）

建退共
建設業 退職金 共済制度

TEL **0120-006-175**
受付は土・日・祝日を除く平日 9:00～17:00

(2024.09)

建退共は電子申請がラク!

電子申請方式で建設業に働き方改革!

電子申請は良いことたくさん! 詳細は裏面へ

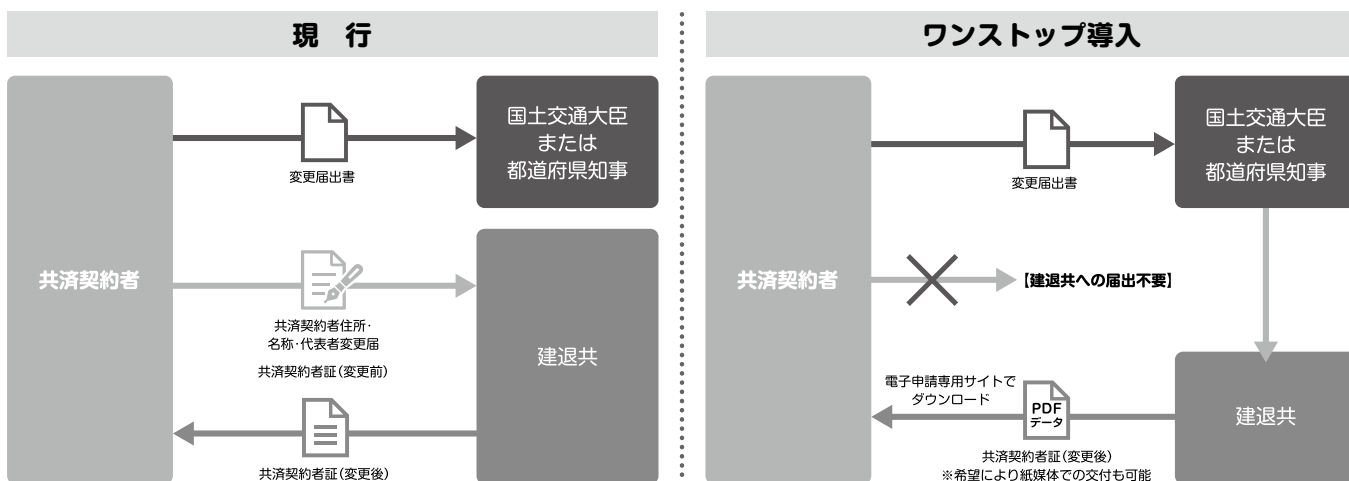
建設現場で働く労働者のための国の退職金制度です。

オンラインで業務効率化! 工事関係書類の電子化にも対応! 労務関係等への提出作業が軽減!

詳しい情報はこちら! 建退共 <https://www.kenteikyo.co.jp/kokuhokokai/gaiyo/>

独立行政法人 労働者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 〒170-8255 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2888

《手続きの比較》



※建設業許可番号が無い場合でも、法人番号を活用してワンストップサービスをご利用いただけます。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
1月末計	2,514	29,933
加 入	3	102
脱 退	3	94
2月末計	2,514	29,941

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
2月分	783	94	92,657,699	前月分	47,056
今年度総累計 (2025年2月)	9,291	1,023	997,243,754	当年度計 累 計	709,025

技士会

1. 令和7年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定受験準備講習会に、1級に46名、2級に28名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年宮崎県建設業協会の後援により、1級・2級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

講習会の令和7年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されております。

日 程 1級 一次検定講習 6日間

令和7年5月19日(月)～5月21日(水)

令和7年5月26日(月)～5月28日(水)

実力テスト講習会 2日間

令和7年6月2日(月)～6月3日(火)

二次検定講習 4日間

令和7年9月1日(月)～9月2日(火)

令和7年9月8日(月)～9月9日(火)

2級 一次検定講習 6日間

令和7年7月23日(水)～7月25日(金)

令和7年7月30日(水)～8月1日(金)

二次検定講習 2日間

令和7年9月10日(水)～9月11日(木)

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

※宮崎県土木施工管理技士会では、令和6年度に1級・2級土木施工管理技士及び技士補の資格を取得された方の入会を募集しております。入会希望の方は所定の入会申込書を所轄支部長に提出してください。

資格取得等に要する経費（受検料・受講料）の一部補助のお知らせ

宮崎県建設産業キャリアアップ支援事業

受検料、講座受講料（教材含む）が対象になります。

詳しくは宮崎県建設技術推進機構へ

電話 0985-20-1830



技士会

2. 令和7年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和6年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は、11月20日（水）で終了しました。4月から11月の計6回開催し、合計で193名の方が受講されております。

技士会の監理技術者講習は経験豊かな講師による対面式講習会となっており、最新の情報を提供していただけるなど大変好評を得ておりますので、他団体で受講されている方で令和7年に講習を予定されている方は、ぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能です。

なお、令和7年の予定は右記のとおりです。

日 程	場 所
令和7年 5月15日（木）	宮崎県建設会館
令和7年 6月13日（金）	延岡建設会館
令和7年 8月22日（金）	宮崎県建設会館
令和7年10月16日（木）	都城建設会館
令和7年11月20日（木）	宮崎県建設会館

3. ドローン国家資格（二等無人航空機操縦士）取得講習の募集について

宮崎県土木施工管理技士会では、（一社）日本UAS産業振興協議会（JUIDA）の認定を受けている、ドローンアビエーション（株式会社ムカサ企画室運営ドローンスクール）と共催して、国家資格取得のためのドローンスクールを開催いたします。

なお、国家資格取得試験において実地試験が免除される「国家無人航空機講習修了証明書」が取得できます。

- ◆ 講習期間：最大6日間（3つのコースを設定）随時受付 ◆ 費用：会員最大 382,000円
厚生労働省の人材開発支援助成金の補助対象となります。
詳細は、宮崎県土木施工管理技士会へお問い合わせください。 電話：0985-31-4696

4. 工事検査に関するアンケート調査について

宮崎県工事検査課より、工事検査に関する受注者の意見を把握するため、引き続きアンケート調査への協力依頼が来ております。

現在は、下記の通りアンケート方法を従来の電子メール方式からインターネットWeb方式に変更となっておりますので、引き続きご協力をお願い致します。

- アンケートの対象
 - ・環境森林部、農政水産部、県土整備部発注の工事
 - ・当初設計金額1千万円以上の完成検査を受検した工事
- アンケートの方法
 - ◆インターネット方式（パソコンまたはスマートフォン）
パソコンのブラウザで右記のアドレスを入力するか、
スマートフォンでQRコードを読み込んでください。（概ね5分程度）
- 提出期限（目安）
完成検査受検後、概ね2週間以内を目安に、入力してください。
アンケートは匿名になっています。

〈アドレス〉

<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/kensa01>

〈QRコード〉



事業協同組合

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

IV 下請セーフティネット債務保証制度について

宮崎県建設事業協同組合

債権譲渡は2種類！

県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類				
書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付けを受けられるので、大変便利です。

特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。

工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
 資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
 《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

組 合

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

新貸付！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

（例）請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

※貸付金額は、計算額の範囲内となります。

出来高率	貸付金額
99%以下	$(\text{請負額} \times \text{出来高率} - \text{受領済額} - \text{違約金}) \times 90\% \text{《担保掛目》}$ $(1,100\text{万円} \times 80\% - 440\text{万円} - 110\text{万円}) \times 90\% = 297\text{万円}$
100%(完成)	$\text{請負額} \times \text{出来高率} \times 90\% \text{《担保掛目》} - \text{受領済額}$

《当該工事の完成後》

(1) 発注者から協同組合へ債権譲渡額660万円が支払われます。

債権譲渡額＝(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

組合貸付！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

（例）請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

※貸付金額は、計算額の範囲内となります。

貸付金額	$\text{請負額} \times \text{出来高率} \times 90\% \text{《担保掛目》} - \text{受領済額}$ $1,100\text{万円} \times 80\% \times 90\% - 440\text{万円} = 352\text{万円}$
------	--

《当該工事の完成後》

(1) 発注者から協同組合へ債権譲渡額660万円が支払われます。

債権譲渡額＝(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <https://mkkumiai.main.jp>

E-mail mk-info@mkkumiai.main.jp

建災防

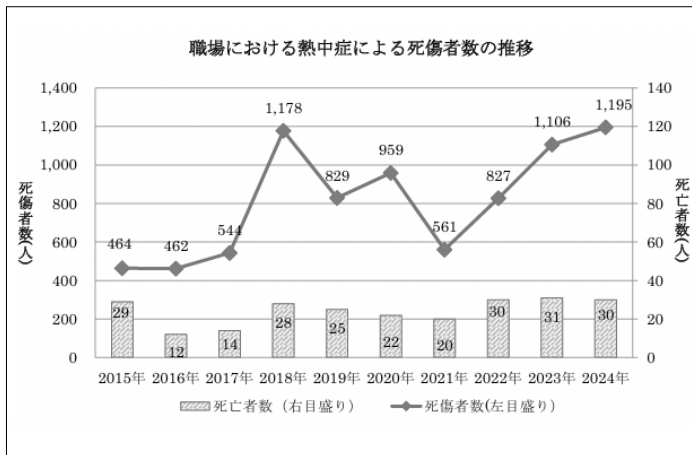
1. 職場における熱中症の発生状況（厚生労働省・宮崎労働局発表）

〔1〕宮崎県内における発生状況【休業4日以上】（平成21年～令和6年の速報値）

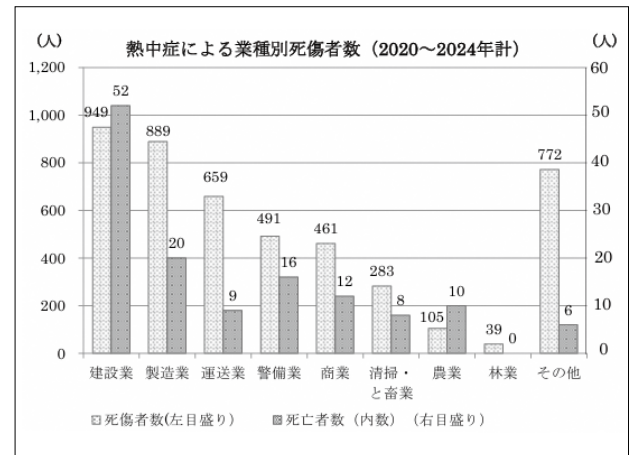
- 職場での熱中症による死傷災害の発生件数は、平成21年以降の16年間で138件発生しており、長期的には増加傾向にある。令和6年の死傷者数（速報値）は前年を大きく上回る22人となる見込みである。なお、平成21年以降3人が熱中症で亡くなっている。
- 業種別の発生状況は、建設業が36人（26%）で最も多く、次いで製造業27人（19%）、農林業22人（16%）と続いており、この3業種で全体の6割以上を占めている。死亡は林業で2人、建設業で1人発生している。
- 月別では7・8月に全体の約8割（109人）が発生している。時間帯では気温が上昇する10・11時台、気温が最も高くなる14時から16時台が多くなっている。年齢別では、50歳代が39人と全体の28%を占めており、次いで60歳代が25人（18%）、20歳代が22人（16%）となっている。

〔2〕全国の状況（令和7年1月7日時点速報値）

死傷者数の推移（2015年～2024年）



業種別の状況（2020年～2024年）



厚生労働省は、熱中症による死亡災害等の重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者には義務付ける省令改正を行い、本年6月1日に施行する予定としております。

事業者の皆様は、右ポスターの記入例を参考に手順の確認や報告体制の整備等を行うとともに、あらかじめ労働者への教育を行うようにしてください。

※建災防宮崎県支部では、「熱中症の症状」、「熱中症の予防方法」、「緊急時の救急措置」等を内容とする講習会を下記により開催します。

開催日	開催場所
令和7年6月5日（木）	延岡建設会館 （延岡市愛宕町2-32）
令和7年6月24日（火）	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）

記入例

熱中症 こんな症状が急に発生したら

（症状） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

こんな症状の人を見つけたら
緊急、場内電話などで事務所に連絡（※）

※ 緊急時、場内電話が通じない場合は、直ちに119に連絡してください。

熱中症 すぐに行動

報告があったら
本人から連絡し、状況を確認してください。

① 意識は？ ② 呼吸は？ ③ 脈は？ ④ 体温は？ ⑤ 水分は？ ⑥ 衣服は？ ⑦ 状況は？ ⑧ 連絡先は？ ⑨ 連絡先は？ ⑩ 連絡先は？ ⑪ 連絡先は？ ⑫ 連絡先は？ ⑬ 連絡先は？ ⑭ 連絡先は？ ⑮ 連絡先は？ ⑯ 連絡先は？ ⑰ 連絡先は？ ⑱ 連絡先は？ ⑲ 連絡先は？ ⑳ 連絡先は？ ㉑ 連絡先は？ ㉒ 連絡先は？ ㉓ 連絡先は？ ㉔ 連絡先は？ ㉕ 連絡先は？ ㉖ 連絡先は？ ㉗ 連絡先は？ ㉘ 連絡先は？ ㉙ 連絡先は？ ㉚ 連絡先は？ ㉛ 連絡先は？ ㉜ 連絡先は？ ㉝ 連絡先は？ ㉞ 連絡先は？ ㉟ 連絡先は？ ㊱ 連絡先は？ ㊲ 連絡先は？ ㊳ 連絡先は？ ㊴ 連絡先は？ ㊵ 連絡先は？ ㊶ 連絡先は？ ㊷ 連絡先は？ ㊸ 連絡先は？ ㊹ 連絡先は？ ㊺ 連絡先は？ ㊻ 連絡先は？ ㊼ 連絡先は？ ㊽ 連絡先は？ ㊾ 連絡先は？ ㊿ 連絡先は？

① 緊急時における担当者等及び搬送先医療機関の連絡先【電話番号】をできるだけ大きい文字で、明瞭に記入してください。

② 作業所の緊急連絡網は、普段掲示している連絡網と同じ連絡先【電話番号】を記入してください。

建災防

2. 宮崎県内建設業の労働災害発生状況

県内建設業の令和6年における労働災害は、休業4日以上死傷者数は193名で、前年の198名より5名（約2.5%）減少しました（過去5年間の平均は214.8名）。その工事別の内訳は、土木工事56名（前年比約15.2%減少）、建築工事92名（前年比約16.5%増加）、その他の工事45名（前年比約15.1%減少）でした。

なお、「新型コロナウイルス感染症」による休業4日以上死傷者は、発生していません。

死亡者数は、3名（土木工事2名、建築工事1名）で、前年より2名増加しました（過去5年間の平均は3.8名）。

（※死傷者数は令和7年3月末、死亡者数は令和6年11月18日現在のもの）

3. 自然災害に関する復旧・復興、防災・減災などの工事に携わる建設事業者のみなさまへ

〈自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業のご案内〉

現場パトロール、教育などの安全衛生活動を支援します！

近年、自然災害によるインフラ設備等への被害が増えています。自然災害からの復旧・復興工事や防災・減災関連工事では、足下が悪く、複数の建設機械が同時に稼働するなど特有の危険があるため、作業に従事する方の安全衛生の確保が課題となっています。

建設業労働災害防止協会（建災防）宮崎県支部では、建災防が東日本大震災、熊本地震をきっかけに被災4県で行ってきた事業のノウハウを生かして、復旧・復興、防災・減災工事を行う中小建設工事業者及びその労働者を対象に安全衛生確保の事業を実施しています。費用は「無料」です。是非ご利用ください。

1 対象となる事業者

自然災害に関する復旧・復興工事、防災・減災などの工事を施工される建設事業者の皆様

2 事業内容

種 類		対 象	内 容
現場指導		自然災害関連工事の現場	・現場パトロール（助言・指導等） （ワンポイント安全衛生教育）
安全衛生教育	基礎的教育 （90分程度）	現場経験の浅い方 再教育の必要な方	・建設現場の仕事と安全衛生 ・労働災害とその防止対策 ・ワンポイント安全衛生教育
	管理監督者向け教育 （120分程度）	現場の管理監督的な立場に おられる方	・統括安全衛生管理とは ・管理監督者の役割と職務など

3 実施方法等

（1）実施方法 訪問により行います。

（2）教 材 当日、テキスト等を配布いたします。（テキストも無料です）

（3）そ の 他 ご要望に応じて「事業実施証明書」を発行します。安全衛生情報の提供なども行います。

火薬協会

1. 火薬取扱関係資格試験案内

1 資格試験日程

令和7年度の火薬類取扱保安責任者（甲種、乙種）試験、丙種火薬類製造保安責任者試験は、下記の日程で実施されます。

- 願書受付 令和7年6月17日（火）～6月26日（木）
- 試験日 令和7年8月31日（日）
- 試験場所 宮崎市清武町今泉丙2559-1
宮崎県建設技術センター（宮崎県産業開発青年隊）

受験用の試験対策参考書（完全対策）は、すでに入荷予定しています。

必要な方は「宮崎県火薬保安協会0985-25-4678」に連絡ください。

《令和7年度版完全対策（受験養成講習会使用テキスト）3,800円》

試験願書や試験案内等は宮崎県火薬保安協会に問い合わせてください。

なお、試験願書等は県内各地区の建設業協会にも準備します。

（※5月末には各地区建設業協会に送付予定）

2 受験養成講習会の開催（火薬類取扱保安責任者甲・乙対象）

上記資格試験のための「受験養成講習会」を開催します。試験合格を目指す方は、ぜひ受講してください。

- 開催場所 宮崎県建設会館5階会議室
- 開催月日 令和7年7月28日（月）～「火薬学」
7月29日（火）～「法令」
[時間：両日とも午前9時から午後4時30分まで]

※「火薬額」、「法令」のいずれか1日の受講も可能です。

※養成講習会の受講は事前申し込みが必要です。

なお、講習会の受講を申し込む方で、事前にテキストが必要な方は申込みの際にその旨連絡してください。

◎ 火薬関係各種手数料

	会 員	非 会 員
交 付 手 数 料	6,600円	9,600円
再 交 付 手 数 料	6,600円	9,600円
一 斉 更 新 手 数 料	4,500円	7,500円
再 教 育 受 講 料	12,200円	16,200円
保 安 教 育 受 講 料	12,000円	16,000円
従 事 者 教 育 受 講 料	8,000円	12,000円

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況 (単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和6年度	352	▲12.9	21,684	▲8.0	3,879	▲5.2	177,143	▲1.9
令和5年度	404	▲39.6	23,571	23.4	4,092	2.0	180,636	28.0
令和4年度	669	104.0	19,100	31.5	4,011	3.1	141,136	▲10.0
令和3年度	328	▲8.4	14,528	▲9.8	3,891	▲6.8	156,820	▲5.6

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

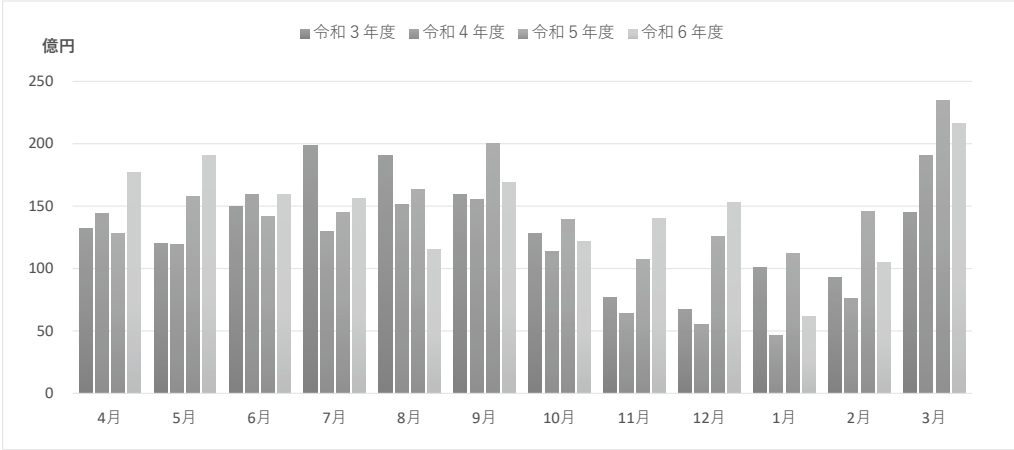
II. 発注者別の状況 (単位：件、百万円、%)

発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	44	69.2	7,086	14.2	250	▲9.1	41,352	15.7
独立行政法人等	3	0.0	154	▲27.7	30	▲11.8	4,716	▲53.7
県	233	▲6.4	12,336	▲14.6	1,387	▲6.1	69,641	▲2.3
市町村	69	▲44.8	1,945	▲25.2	2,176	▲4.4	57,382	▲0.4
その他	3	200.0	161	53.7	36	20.0	4,049	▲30.6
計	352	▲12.9	21,684	▲8.0	3,879	▲5.2	177,143	▲1.9

III. 地区別の状況 (単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	62	14.8	3,224	▲33.3	581	▲7.0	34,276	▲9.6
日 南	41	115.8	2,110	210.7	290	11.1	14,874	30.7
串 間	16	60.0	819	101.5	128	6.7	4,493	▲9.6
都 城	38	▲26.9	1,212	▲81.8	396	▲13.2	20,579	▲39.7
小 林	37	▲24.5	5,258	151.7	356	▲9.9	17,803	2.3
高 岡	6	▲53.8	130	▲72.8	129	▲3.0	6,045	87.0
西 都	18	28.6	733	▲19.1	217	▲7.3	6,521	▲2.5
高 鍋	19	11.8	2,999	14.1	189	2.2	20,044	50.0
日 向	50	▲36.7	2,199	28.7	573	▲21.1	22,479	▲9.7
延 岡	36	▲2.7	2,019	37.3	334	▲9.0	17,626	10.1
西臼杵	29	▲51.7	975	▲42.4	686	16.3	12,397	16.5
計	352	▲12.9	21,684	▲8.0	3,879	▲5.2	177,143	▲1.9

< 月別請負金額 >



2. 電子保証のご案内

宮崎県および県下市町村における 電子保証のご案内



Attention!!

「前払金保証」と「契約保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

受取から提出にかかる時間の削減!! ↓

リモートワークにも対応! 業務効率アップ!! ↑

電子保証とは

書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

ご利用の要件

お客様が「e-Net 保証」を利用し保証申しいただくこと

対象案件

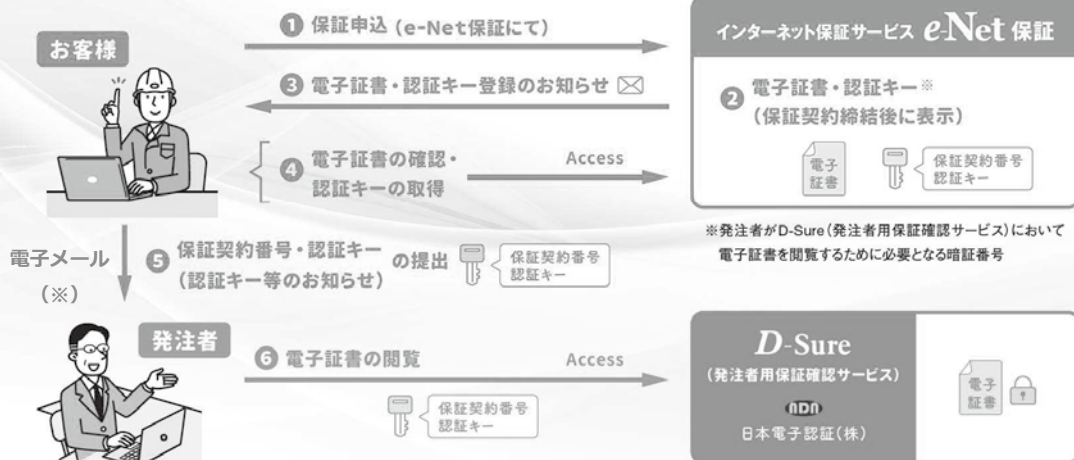
工事および建設コンサルタント業務

対象の保証証書

前払金保証、中間前払金保証、契約保証



電子保証の仕組み



※一部発注者においては、電子メールではなく「紙」での提出となります。

令和6年4月現在、宮崎県・都城市・えびの市・高千穂町・高鍋町にて電子保証が利用可能です。電子保証の運用を開始する市町村は今後も増加予定です。詳しくは西日本建設業保証までお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社

保証会社

3. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + 中間前払金 **20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに請負金額の**20%**を受け取れます。

工期が長くても安心ね!

前払金 **40%** 中間前払金 **20%** 受取可能!

契約締結 工期 竣工

工期の1/2経過、工事の進捗額が1/2以上

よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの? A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。	Q 出来高検査はあるの? A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。
Q 手続きは面倒じゃないの? A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。 ●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書 ●発注者が発行する認定調書(写)	Q 保証料はどれくらいかかるの? A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。 一例 請負金額5,000万円の工事の場合 中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証
<https://www.wjcs.net/>

検索

AIG損保

1. 工事総合補償プランのご案内

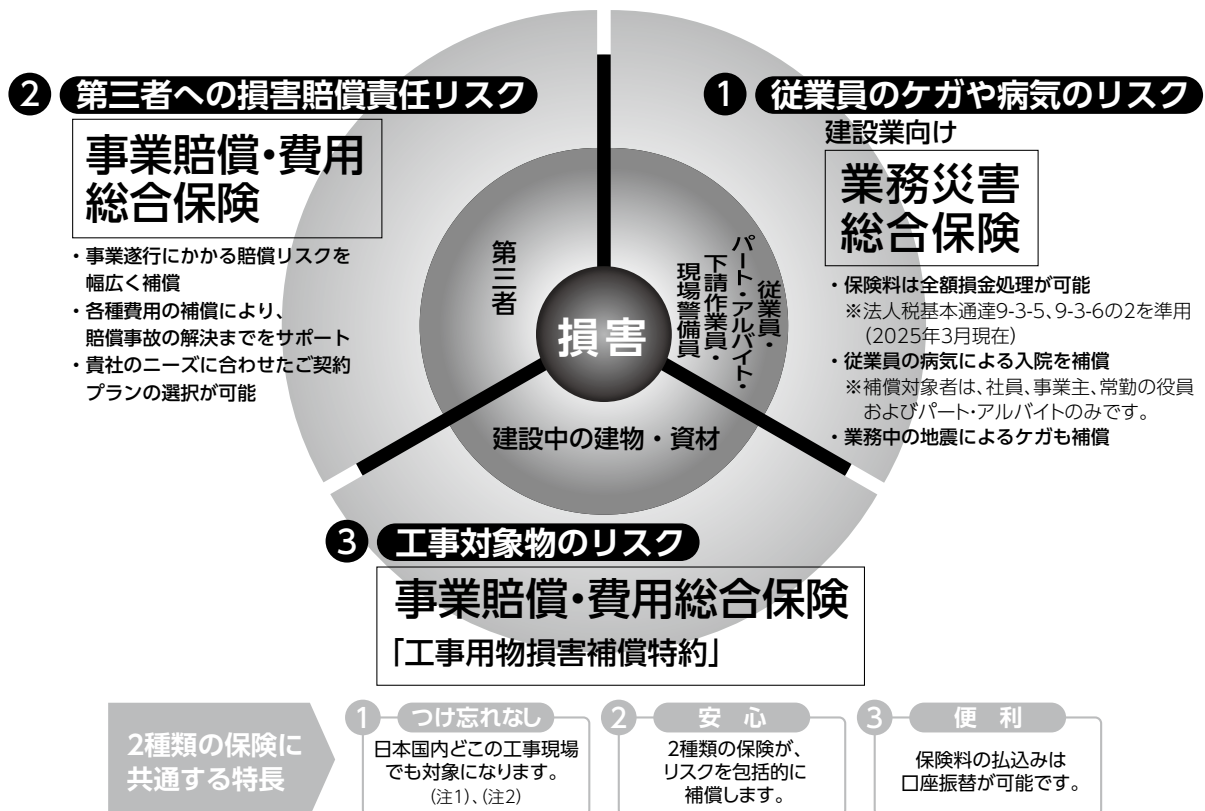


AIG損保

～(一社)宮崎県建設業協会会員の皆様へ～

工事総合補償プラン

工事総合補償プランは2種類の保険から構成されています。



(注1)事業賠償・費用総合保険の「工事用物損害補償特約」では、土木工事等、工事の種類によっては対象とならない工事もあります。
(注2)業務災害総合保険では、工事の種類によっては対象とならない工事もあります。

- 事故の際、弊社は直接被害者との示談交渉は行いません。
- この広告は保険商品の概要をご説明したものです。(2025年3月現在の内容です。)
詳細につきましては、パンフレットをご参照いただき、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL.0985-22-7171

AIG損害保険株式会社

宮崎支店 (担当:木谷・光本)

〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 7F

TEL.0985-24-3412

D-007704 (2026-03)

AIG損保

2. 事故発生時の「解決援助」サービスのご案内



お問い合わせ・お申し込みは

一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL.0985-22-7171

AIG損害保険株式会社

〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 7F

宮崎支店（担当：木谷・光本）

TEL.0985-24-3411

建設業福祉共済団

＜法定外労災補償制度＞

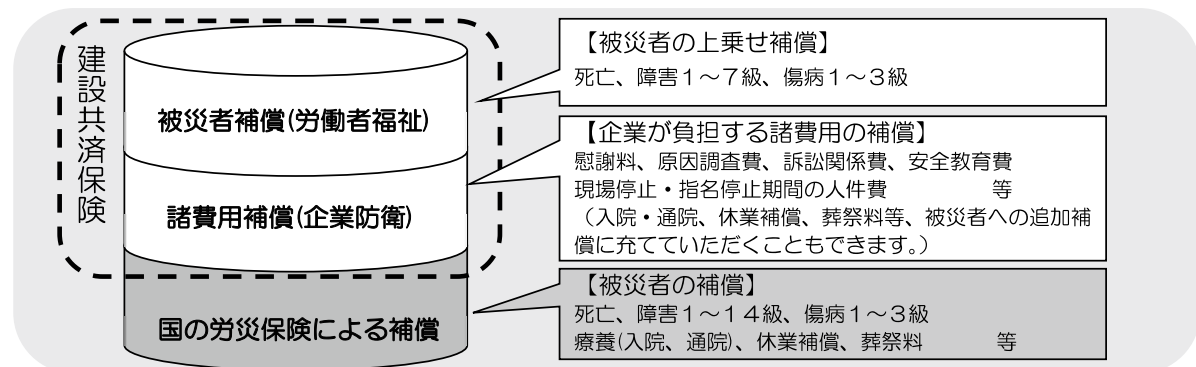
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度(R4創設)で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931
 其他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

R5.9 掲載内容更新

新しくなって、さらに安心・納得!

手厚い補償
保険金区分合計
最高 **5,000万円**

契約者
割戻金制度
により
掛金負担が軽減

労働者と企業の
リスクを
カバー



社員と家族、会社を守るために。

**割戻金の支払いが
始まっています。**

建設共済保険

法定外労災補償制度

**今すぐ、
ご加入を!**

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社) 宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前 9:00 ~ 午後 5:00 (土日祝を除く)

詳しくは HP をご覧ください!

建設共済保険

検索

<https://www.kyousaidan.or.jp/>